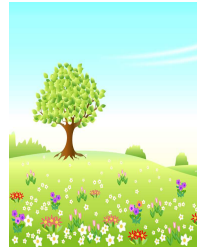


発行NPO法人 うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋

うえるかむ通信

〒273-0046 船橋市上山町1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
 船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 050-3496-9981 / fax047-419-2655
 ブログ <http://blog.goo.ne.jp/watowawelcome/Email> ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp
 ホームページ <http://welcome-funabashi.org/>



ご寄稿

❀❀ ちょっとだけ・・・ ❀❀

齊藤 幸子 (とらのこキッズ施設長)

私には、5歳離れた二人の息子がいます。主人は「女性も働いていて欲しい」という考えの持ち主でしたので、私も何の抵抗もなく仕事を続けました。

二人を育てるにあたっては、育児休暇が切れる1歳児から保育園のお世話になりました。夫婦揃って不定期に土日祝日にも仕事がありましたので、保育園がお休みの時には私のお友達に預かってもらったり、田舎の両親に出て来てもらったり、二人目の時には日曜日にも受け入れてくれる保育園の制度が出来、そちらを利用したりしました。小学校では、学童保育のお世話にもなりました。今から考えると、仕事をお休みしてもう少し子ども達と関わってあげれば良かったかなと思う事もありますが、様々な制度や周囲の皆さん、子どもを通じて繋がったご縁が20年以上も続き、時折集まっては近況報告と共に愚痴を聞いてくれる仲間達にも恵まれました。不十分ながらも主人の協力もあり仕事を続けて来て良かったと思っています。

子育ては、以前のような大家族制度やご近所との関係が薄れ、とかく孤立しがちと言われています。ネットの氾濫で様々な情報が錯綜し、何を信じて良いのか、自分の子育ては間違っていないのか等々混乱してしまいがちですが、私達は、多くの人達や様々な制度に支えられています。

どうかそのような時には、気軽にお話に来て下さい。障害の有無やご家族の状況等々軽々なことは言えませんし、ご家族にも踏ん張って頂かなくてはならない事もあると思いますが、お話しするだけで気が楽になると思います。私も決して良い母親ではなかったと思いますが、皆さんよりちょっとだけ子育ての先輩ですし、福祉の制度についてもお知らせすることが出来ると思います。

私自身がたくさんの人に支えられて来たように、皆さんの周りにもそういう人達が必ずいます。少しずつ制度が整備されていきます。どうぞそれを大いに頼って下さい。決して一人で、ご家族だけで悩まないで下さい。私達は、繋がり合う仲間と信じています。

権利擁護漫画ウエルちゃん
 原案、赤津&原画、武藤
 NO.44「チーム・ウエルちゃん」



① 後見サポーター(女性2人)が自宅訪問時、ウエルちゃんには「足が痛い」と訴えました。

② 通所先を訪問、担任の職員と手術やこれからのことを相談。「チーム・ウエルちゃん」が誕生しました。

③ 手術当日、お母さん、おじさん、後見サポーターの皆さんが見守ります。嬉しくてウエルちゃん、思わずピース!

④ その後、術後の経過もよく、元気で働くウエルちゃんに「チーム・ウエルちゃん」達もニッコリ。

裏面に「懇談会」のご案内があります。

平成 30 年

うえるかむ
懇談会

6月29日

(金)

10時30分から12時30分
高根台公民館・音楽室

テーマ
《「親心の記録」の活用》

NPO 法人うえるかむ主催・船橋市手をつなぐ育成会共催

「親心の記録」は 2008 年に船橋市手をつなぐ育成会・権利擁護委員会が企画、元のまるの親御さんが原案を提供、宮代隆治理事長、佐藤彰一弁護士など大勢の皆様のご協力で完成しました。この冊子が、皆様の応援であちこちに飛び火し、都道府県をまたいで、各地の親の会などで工夫を施されているようです。

船橋版の自慢は、薄い冊子なので持ち運びがラク。何より“中身が濃い”ものとなっています。

マグネット 社会福祉法人さざんか会カメラアハウスの利用者さんたちに作っていただきました。ご希望の方はご連絡ください。

だに冷
さ貼
い蔵
っ庫
てド
くア



「うえるかむ」は皆様のご支援と賛助会費のおかげで活動出来ています。変わらぬご支援をありがとうございます。

様々なお悩み、成年後見制度の利用に関することは、ご相談下さい。説明に何うことも出来ます。秘密厳守です。

社会福祉士や船橋市知的障害者相談員が理事として在籍しております。お気軽にご相談ください。

顧問の岩田康孝弁護士には法律的な相談もできますので、うえるかむにお問合せください。 ☎047-710-7045

ホームページ

<http://welcome-funabashi.org/>

- ・ホームページから「親心の記録」をダウンロードしてご利用頂けます
- ・[ブログとメールアドレスは通信のトップ]をご覧ください。へ

「書こうと思っているけどなかなか～！」

「書いたけど、前と状況が変わった！」

「これがどう役にたつの？」

沢山の！や？があると思います。

今回は、大事な子どもたちの未来と一緒に描いてみましょう。そして、便利帳、備忘録のように使ってください。

ご参加ください



♡あるお母さんが一人っ子を遺し、突然帰らぬ人となりました。「親心の記録」にご本人の嗜好やこだわり、意思表示の方法が書かれていて、ご遺族や後見人、日々支援する方々は、すぐに支援に結びつけることができ、ご本人ともども“助かった！”という話を聞きました。

せいねんこうけんせいど

成年後見制度利用促進法が 28 年 5 月に成立。

「本人の自己決定権を尊重し、身上保護(身上監護から変更)を重視した運用を行うため、本人の状況に応じて身近な親族・福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって、日常的に見守り、必要な対応を行う体制を構築する。また、福祉・法律の専門家(弁護士や司法書士)が助言・相談・対応等の支援に参画する仕組みを整備する」となっています。裁判所だけでなく、福祉分野、専門家とも連携して見守るということです。本人の状況、資産によっては、成年後見人プラス後見監督人の必要性も出てきます。制度にご注目下さい。

● **後見支援のお手伝いをしていただけませんか？**

「うえるかむ」は法人後見をしています。ご本人を訪問。健康を確かめ、ご希望を聴き、施設と連携を深めるなど安心感をサポートしています。また、ご本人に代わって、金銭管理や裁判所への報告も大切な役目です。後見制度利用が必要な方は、今後増える予想されます。ご一緒にサポートしていただける優しい方、お申し出をお待ちしています。

いつでも電話(047-710-7045)お待ちしております。